

各国の住民投票制度の比較（1 / 4）（未定稿）

	スイス(連邦制) (自治体レベル)	アメリカ(連邦制) (自治体レベル)	ドイツ(連邦制) (自治体レベル)	韓国
投票の法的根拠	州憲法 州法 条例	州憲法 州法 自治体憲章	州法(多くは1990年代に導入)	法律(住民投票法(2004年))
投票実施の要件	<p>①義務的实施:自治体の憲章改正、組織、廃置分合、連合組織への参加、一定額以上の財政支出等を行うとき</p> <p>②任意的实施:自治体の議会の議決に関し、以下の請求等があった時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の一定数以上の署名 ・議会の一定数以上の請求 ・執行機関の提案(執行機関提出議案が議会で否決・修正され、かつ、議会案が住民投票に付されるときに、執行機関案も併せて投票に付す) <p>③住民発議(ジュネーブ州内の例):一定数以上の署名があれば、議会が無効、審議開始承認又は対案提出の決定を行うが、議会で否決された場合は投票</p>	<p>①義務的实施(ニューヨーク州の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲章制定、境界・議会の変更、公職の廃止・設立等、(学校区の場合)予算について <p>②任意的实施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会が可決した条例案等について、一定数の署名が集まった場合 <p>③住民発議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民発案の憲章・条例改正案について一定数の署名を集めた場合(憲章の場合はそのまま投票、条例の場合は議会がそのまま採用しなかった場合に投票としている例が多いが、例えばアリゾナ州内自治体では条例でも直接投票に付すとされている。) 	<p>①議会が過半数又は議員定数の2/3以上の議決をした場合</p> <p>②有権者の一定数以上の署名が集まり、議会で否決した場合</p>	<p>①(議会の同意を経た)長の請求(議会在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の同意を得て)</p> <p>②議会(単独)の請求(在籍議員の過半数の出席と出席議員の2/3以上の賛成)</p> <p>③住民発議(投票権者の総数の1/20~1/5の範囲内で条例で定める数以上の署名)</p> <p>④中央行政機関の長が、自治体の廃置分合、主要施設の設置など、国家事務に対する住民の意見をとりにまとめるため必要と認めるとき、行政安全部長官と協議の上、関係自治体の長に要求。</p>

各国の住民投票制度の比較（2 / 4）（未定稿）

	スイス(連邦制) (自治体レベル)	アメリカ(連邦制) (自治体レベル)	ドイツ(連邦制) (自治体レベル)	韓国
投票の対象事項	<p>(対象):「住民発議」の投票について、ジュネーブ州内団体では、市町村権限内で限定された項目(自治体の建物の建設、道路供用開始、基金設立、文化施設整備等)</p> <p>(除外):「任意的実施」の投票について、一般的に、個人に関する事項(人事・選挙など) 予算・決算に関する事項(予算の個別項目は認容)、過去に投票を行った事項(新事実がない限り)は除外。ジュネーブ州内団体では、緊急条項による議決、議会で否決された議案を除外。</p>	<p>(対象)「義務的实施」・「任意的実施」の投票については上記のとおり</p> <p>(除外)「住民発議」の投票について、ニューヨーク市等全国の15大都市では、11市で除外事項なし、残り4市の除外項目例は、歳出、歳入、ゾーニング、投票方法、公選職の種類</p>	<p>(対象)重要な自治体所管事項(公共施設の設置・廃止、市町村・郡の区域の変更、市町村名の変更等)を限定列挙又は例示(さらに条例で追加する途を残している州あり)</p> <p>(除外)予算・決算・租税等、委任事務、自治体内部組織、法律上長に課された事項、争訟上の決定、正式な行政手続がある事項、都市計画等(州によって異なる)</p>	<p>(対象)住民への過度な負担、重大な影響を及ぼす自治体の主要決定事項及び条例で定める事項</p> <p>(除外)違法又は訴訟係属中の事項、国又は他の自治体の事務、予算、財務、税・使用料等の賦課減免、機構、公務員の身分・報酬、他法で住民参加手続がある公共施設の設置、住民投票実施後2年を経過していない事項</p>
投票の可決要件	有効投票の過半数	有効投票の過半数	有効投票の過半数かつ有権者の10%~30%以上	投票権者総数の1/3以上の投票で成立し、有効投票数の過半数賛成で可決
投票の効果	拘束的 (一部の州では、諮問的な投票制度も併存)	拘束的 (一部の州(例:ニュージャージー州)では諮問的投票も併存)	拘束的	拘束的

各国の住民投票制度の比較（3 / 4）（未定稿）

	フランス	イタリア	イギリス	スウェーデン
投票の法的根拠	憲法 法律(2003年法、2004年法)	憲法、法律 州法、自治体憲章	法律(1972年、2000年、2003年の各地方自治法)	法律(地方自治体の住民投票に関する法律)
投票実施の要件	<p>①拘束的住民投票(憲法・2003年法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の請求 ・執行機関の請求 <p>②諮問的住民投票(2004年法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミューンの有権者の1/5以上(又は県・州の有権者の1/10以上)の署名による発議があり、議会が諮問的住民投票に付すという決定をした場合 	<p>①州憲章に係る住民投票: 州の憲章公布後3ヶ月以内に、州の投票権者の1/5以上の連署又は州議会議員の1/5以上による発議があった場合(憲法123条)</p> <p>②州住民投票: 州憲章に基づき、有権者、県等の請求により、州法案等に対して行われる。</p> <p>③区域の変更に係る住民投票: 州の合併・新設(人口100万以上)(憲法132条)、市町村の新設や区域・名称の変更(憲法133条)については、関係住民による住民投票を義務付け</p> <p>④地方住民投票: 各自治体は、その憲章に、諮問型、廃止型又は提案型の住民投票制度を設けることができる。長、議員の一定数又は住民の一定数に発議権(自治体により異なる)</p>	<p>①1972年法: パリッシュ議会での住民請求(10名又は出席有権者の1/3の少ない方以上)</p> <p>②2000年法: 首長制等導入について議会、有権者の5%以上の署名又は担当大臣の請求があったとき</p> <p>③2003年法: 一般自治体(カウンティ・ディストリクト・ユニタリー等)の議会が決定したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会、議員又は有権者の1/20以上の署名で発議した案件について、議会が過半数で住民投票に付すことを議決した場合

各国の住民投票制度の比較（４／４）（未定稿）

	フランス	イタリア	イギリス	スウェーデン
投票の対象事項	<p>(対象)</p> <p>①拘束的投票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の請求によるもの：当該自治体の権限に属するもので、地方議会が議決するもの ・執行機関の請求によるもの：自らの権限内にある事項に関する行政行為の案(特定個人に関わる案件(任命等)を除く) <p>②諮問的投票</p> <p>当該地方公共団体において決定権限を有する機関がなしうる決定</p>	<p>(対象)州憲章・区域の変更に係る投票は上記のとおり。地方住民投票については、各自治体の排他的な権能に対してのみ。</p> <p>(除外)州住民投票について、一般的には、税法や予算に関する内容は除外。</p>	<p>(対象)</p> <p>①1972年法：当該パリッシュに係る事項</p> <p>②2000年法：首長制等の導入の是非</p> <p>③2003年法：当該自治体の事務、歳出又は区域内福祉の向上に関する事項</p>	<p>(対象)特段の制限はないが、議会の権能の範囲内に限られる。議会は、重要な案件について決定権を有する(例：橋・道路の設置、境界変更等)</p> <p>(除外)議会の権能の範囲外の事項</p>
投票の可決要件	<p>①有権者の過半数が投票し、有効投票の過半数賛成で可決</p> <p>②賛否を表明するのみ</p>	有効投票の過半数	有効投票の過半数	有効投票の過半数
投票の効果	<p>① 拘束的</p> <p>② 諮問的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問的(州の合併・新設(投票による過半数の賛成は必要条件の1つ)、市町村の新設や区域・名称の変更) ・ 拘束的(州憲章に係る住民投票) ・ 諮問的又は拘束的(地方住民投票) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問的(1972年法、2003年法) ・ 拘束的(2000年法)(ただし、2007年の改正により議会の選択により、諮問手続によることも可能に) 	諮問的

各国の住民投票制度の比較 (参考文献)

<参考文献>

- ・ スイス：第26次地方制度調査会提出資料「諸外国における住民投票制度の比較」、自治体国際化協会(2006)「スイスの地方自治」、岡本三彦(2003)「スイスの住民投票制度」(森田朗・村上順編「住民投票が拓く自治」)、山内健生(1998)「ドイツにおける国民投票制度及び市民投票制度について(二)」(第二章 スイスにおける国民(市民)投票制度について)、「自治研究」第73巻・第8号)、Kaufmann, B., Büchi, R., Braun, N., 'The IRI guidebook to Direct Democracy – 2010 edition (in Switzerland and beyond)'
- ・ アメリカ：第26次地方制度調査会提出資料「諸外国における住民投票制度の比較」、牧田義輝(2003)「アメリカの住民投票制度」(森田朗・村上順編「住民投票が拓く自治」)、自治体国際化協会(2006)「ニューヨーク州地方自治ハンドブック」、John G. Matsusaka(2003), 'I&R in American Cities: Basic Patterns', Tracy M. Gordon(2004), 'The Local Initiative in California', New Jersey State Legislature Office of Legislative Services(2007), 'Office of Legislative Services Background Report Initiative and Referendum in New Jersey's Counties and Municipalities', State of Oregon Elections Division(2010), 'City Elections Manual', Municipal Research and Services Center(2006), 'Initiative and Referendum for Washington City and Charter Counties Guide', State of Arizona Department of State(2009), 'Initiative, Referendum, & Recall Handbook'
- ・ ドイツ：第26次地方制度調査会提出資料「諸外国における住民投票制度の比較」、稲葉馨(2003)「ドイツの住民投票制度」(森田朗・村上順編「住民投票が拓く自治」)、阿部成治(2003)「ドイツにおける自治体レベルの住民投票制度—13州の比較検討—」、稲葉馨(1997~98)「ドイツにおける住民(市民)投票制度の概要(一)~(五)」(「自治研究」第72巻・第5号~第73巻・第5号)、山内健生(1998)「ドイツにおける国民投票制度及び市民投票制度について(一)~(五)」(「自治研究」第73巻・第7号~第74巻・第1号)
- ・ 韓国：自治体国際化協会(2008)「韓国の地方自治」、金玄珠(2004)「韓国における住民投票制度の成立(一)・(二)」(「広島法学」28巻2号・4号)
- ・ フランス：自治体国際化協会(2009)「フランスの地方自治」、村上順(2003)「フランスの住民参加制度と住民投票」(森田朗・村上順編「住民投票が拓く自治」)、市川直子(2007)「フランスにおける住民投票制度改革」、福岡英明(1998)「フランスの住民投票制度」
- ・ イタリア：自治体国際化協会(2004)「イタリアの地方自治」、Roland Erne, 'Direct Democracy in Italy'
- ・ イギリス：Keith Parry(2010), 'Local Government: polls and referendums'
- ・ スウェーデン：小川有美(2003)「北欧(スウェーデン)における住民投票」(森田朗・村上順編「住民投票が拓く自治」)